

令和3年度における静岡労働局の行政運営方針を策定しました

令和3年3月高校・大学卒業予定者の就職内定状況

障害者雇用優良中小事業主認定通知書授与式を開催しました

令和2年度 第2回「静岡地方労働審議会」を開催しました

地域若者サポートステーション（サポステ）をご活用ください

改正女性活躍推進法「一般事業主行動計画策定等の義務」の対象事業主が拡大されます

相談・届出・申請などは「電話」「電子申請」「郵送」をご活用ください

テレワークを有効に活用しましょう～テレワークの実施にあたっての留意事項～

静岡県内の労働災害発生状況（令和3年3月末現在）

静岡県有効求人倍率（令和3年2月）



天空の花園

令和3年度における静岡労働局の行政運営方針を策定しました

令和3年度の静岡労働局の労働行政運営方針について、以下の3点を最重点施策として策定しました。

1 ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

雇用調整助成金等を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の休業や教育訓練による雇用維持の取組を支援します。

また、離職者等の早期再就職を支援するため、求職者の状況に応じた担当者制による支援や積極的な求人開拓などハローワークにおける支援の強化や就職に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を推進します。

さらに、第2の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者等を対象に、新卒応援ハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな個別支援を行うなど支援の強化を図ります。

2 ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備

ウィズコロナの「新しい働き方」としてテレワークが広がる中、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、「静岡働き方改革推進支援センター」と連携したセミナーや個別相談の実施、働き方・休み方改善コンサルタント等の活用、「働き方改革推進支援助成金」の利用促進等により支援を行います。

一方、平成30年に成立した働き方改革関連法は、順次施行されており、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得等への対応が求められています。

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況下ですが、県内事業者における「働き方改革」を着実に推進するため、引き続き、中小企業・小規模事業者に寄り添った説明会の開催と相談・支援に取り組むとともに、長時間労働の是正、ウィズコロナ時代に対応した柔軟な働き方がしやすい労働環境の整備を推進します。

3 女性活躍・総合的なハラスメント対策の推進

企業における女性活躍推進の取組を一層進めるため、行動計画の策定義務等の対象拡大や情報公表の強化、プラチナえるぼし認定の創設等を内容とする改正女性活躍推進法の周知や、えるぼし・プラチナえるぼし認定の取得促進の取組を行います。

併せて、男女問わず全ての労働者が仕事と生活を両立しながらキャリア形成を進められるよう、育児・介護休業法の履行確保及び看護休暇・介護休暇の時間取得を可能とする改正内容の周知や、くるみん・プラチナくるみん認定の取得促進の取組を行います。

また、新たに事業主に義務付けられた職場におけるパワーハラスメントの防止措置やセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の総合的なハラスメント対策を推進します。

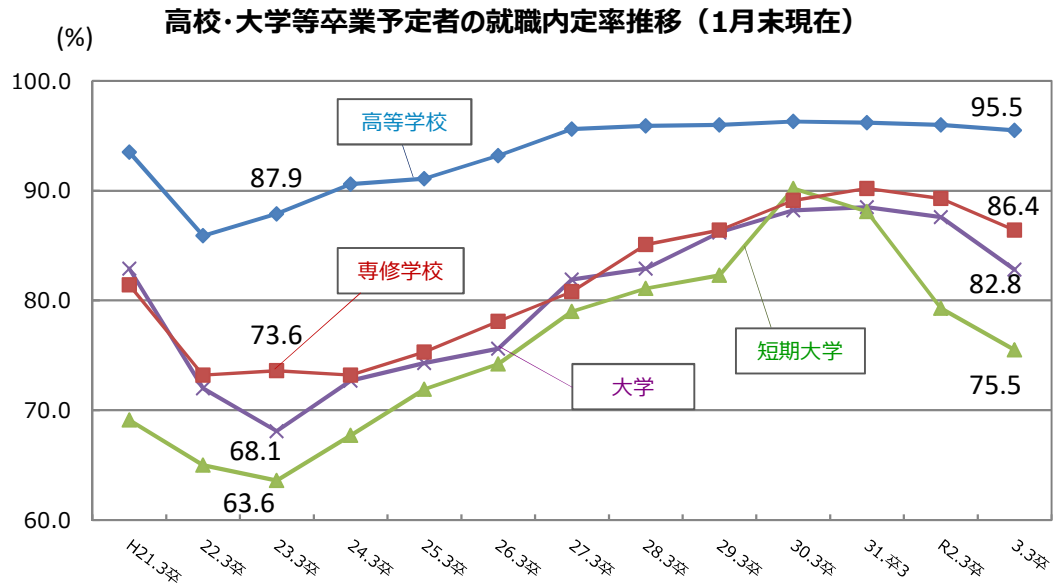
令和3年3月高校・大学卒業予定者の就職内定状況（令和3年1月末現在）

高校生の就職内定率は95.5%

令和3年1月末現在における県内高校生の就職内定率は95.5%で対前年同期と比べ0.5ポイント減となりました。未内定者は高校卒業後も6月まで新卒扱いとなります。ハローワークは、未内定者に対して引き続き支援を行ってまいります。

大学生の就職内定率は82.8%

令和3年1月末現在における県内大学生の就職内定率は82.8%で対前年同期と比べ4.8ポイント減となったものの、平成27年3月卒以降7年連続で80%を上回りました。



障害者雇用優良中小事業主認定通知書授与式を開催しました（2月26日）

静岡労働局は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用優良中小事業主認定企業として「社会福祉法人美芳会」（富士市）を認定しました。2月26日に谷静岡労働局長より認定通知書を授与しました。静岡県内で初の認定企業となりました。



障害者雇用優良中小事業主認定	
「社会福祉法人美芳会」	（富士市）

【愛称（もにす）の解説】
共に進む(ともにす)という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けました。

障害者雇用優良中小事業主認定制度とは

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度で、令和2年4月1日に創設されました。

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

令和2年度 第2回「静岡地方労働審議会」を開催しました

令和3年3月16日、静岡地方労働審議会が開催されました。

令和2年度の行政運営実施報告と、令和3年度の行政運営方針について審議を行いました。

開催に当たり、畑会長から、「新型コロナウイルスの影響で、雇用状況は厳しい状況が続いており、雇用対策が強く求められています。また、働き方改革も引き続き推進される必要があります。そのため、この審議会の役割も益々重要になっています。」と挨拶がありました。

畑会長の挨拶に続き、谷局長から、「静岡労働局では、令和3年度の最重点施策の第一に『ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保』を掲げ、雇用調整助成金等を活用し、休業、教育訓練等雇用維持に取り組む事業主の支援に取り組んでまいります。」と挨拶しました。

その後、各委員により活発な議論や意見交換が交わされました。



静岡地方労働審議会の模様

地域若者サポートステーション（サポステ）をご活用ください

地域若者サポートステーション（愛称：「サポステ」）では、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に対し、就労に向けた支援を行っています。

サポステは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、株式会社などが実施しています。

「身近に相談できる機関」として、静岡労働局では県内4個所に設置しているサポステについて動画を公開しています。

地域若者サポートステーションの支援内容

- ◇キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談
- ◇コミュニケーション訓練などによるステップアップ
- ◇協力企業への就労体験など



詳しくは、下記URLをご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/syokuan/anteika_support.html

改正女性活躍推進法「一般事業主行動計画策定等の義務」の対象事業主が拡大されます

令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主は、施行日までに以下の行動計画の策定・届出及び情報公開のための準備を行ってください。

以下の（1）から（4）が取組内容です。

取組内容	対象事業主	施行日
(1)自社の女性の活躍に関する状況把握, 課題分析 (2)1つ以上の数値目標を定めた行動計画の策定, 社内周知, 公表 (3)行動計画を策定した旨の労働局への届出 (4)女性の活躍に関する1項目以上の情報公表	常時雇用する労働者数 101人以上事業主に拡大	令和4年4月1日

改正女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省HPをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

相談・届出・申請などは「電話」「電子申請」「郵送」をご活用ください

労働局・労働基準監督署・ハローワークでは、皆様に来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットによる情報収集が可能です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から積極的な活用をお願いします。

また事業主等の署名や押印が不要となった届出・申請書類がありますので、是非テレワークの活用もご検討ください。

【電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き】

- ・労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出
- ・労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告
- ・雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出
- ・ハローワークへの求人申し込み
- ・労働者派遣事業および職業紹介事業の許可の申請 など

テレワークを有効に活用しましょう～テレワークの実施にあたっての留意事項～

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることを踏まえ、テレワークを実施するにあたっての留意事項をご確認いただき、実施をご検討ください。

- ◇実施に向けての検討
 - 業務の切り出し
 - 対象者の選定
 - 費用負担の割合
- ◇セキュリティのチェック
- ◇ルールの確認
 - 労働時間
 - 安全衛生等
- ◇作業環境のチェック（右図参照）

照明
明るいところで作業しましょう

温度・湿度
適度な温度・湿度の部屋で作業しましょう

窓
こまめに換気しましょう

机・椅子
作業中の姿勢に気を付けましょう

その他
適度な休憩・ストレッチなど

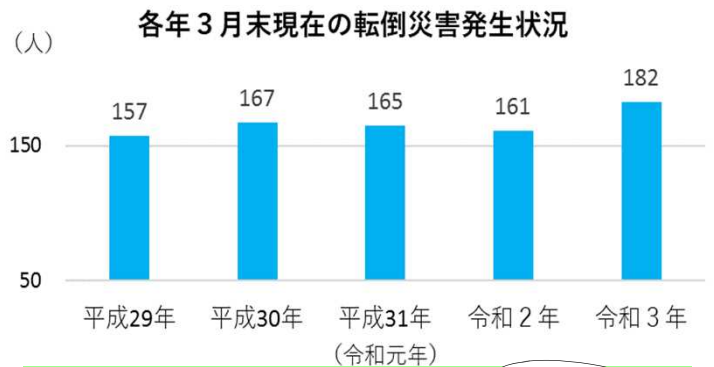
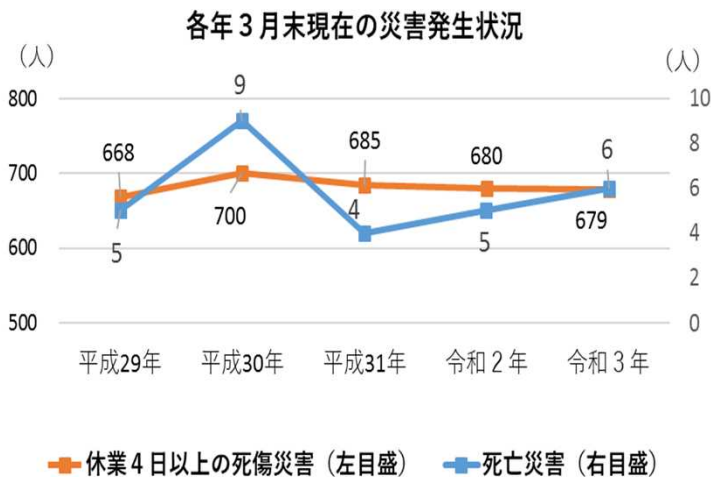


【テレワークに関する相談・お問い合わせ先】

■テレワーク相談センター
 電話番号 (0570)550348
 メールアドレス sodan@japan-telework.or.jp

○詳細は厚生労働省HPでご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko_you_roudou/roudoukijun/shigoto/how_to_telework.html

静岡県内の労働災害発生状況（令和3年3月末現在）



「静岡労働局 めかづけ運動」実施中

転倒災害防止

静岡県有効求人倍率（令和3年2月）

<雇用情勢の概況>

県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるが、持ち直しの動きに広がりが見られる。

有効求人倍率（季節調整値）は1.00倍(全国38位)となり、前月を0.02ポイント上回った。

